

第4節 労使関係の動向

2012年の春季労使交渉は、東日本大震災や歴史的な円高など厳しい環境下で、多くの企業において定期昇給相当分（賃金カーブ）は維持、一時金は各産業・企業の業績を反映した内容として前年比減となった。

2013年の春季労使交渉では、完全失業率が4%を超える水準にあるなど雇用情勢が依然として厳しい状況にある中で、全ての労働者の処遇改善などについて議論が行われた。賃上げ結果は多くの企業において賃金カーブ維持となり、一時金については、業績が改善している企業において、前年比増の回答も行われた。

本節では、こうした最近の労使関係の動向について分析する。

1 2012年の春季労使交渉をめぐる動向

●依然として厳しい雇用情勢を反映した2012年の春季労使交渉

第1-(4)-1表により、2012年の民間主要企業の春季賃上げ労使交渉の妥結状況をみると、妥結額5,400円、賃上げ率1.78%（前年同5,555円、1.83%）となり、依然として厳しい雇用情勢を反映し、妥結額・賃上げ率ともに前年を下回ったものの、多くの企業で賃金カーブ維持となった。

第1-(4)-1表 2012年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況

妥結額、賃上げ率ともに前年を下回ったものの、多くの企業で賃金カーブ維持。

産 業	集 計 企業数	平 均 年 齢	現行ベース	要求額	妥結額	賃上げ率	(参考) 2011年		
							社 数	妥結額	賃上げ率
	社	歳	円	円	円	%	社	円	%
建 設	23	37.3	295,811	7,790	5,535	1.87	23	6,528	2.02
食料品・たばこ	31	37.9	312,638	5,873	5,350	1.71	33	5,575	1.78
織 維	11	38.0	293,752	5,649	5,488	1.87	11	5,509	1.88
紙・パルプ	3	40.6	317,359	5,000	4,711	1.48	4	4,639	1.48
化 学	32	38.1	333,270	6,433	6,262	1.88	32	6,536	1.94
石 油	1	—	—	—	—	—	1	—	—
ゴ ム 製 品	7	38.3	293,207	5,257	5,202	1.77	7	5,191	1.81
窯 業	3	36.5	284,706	6,642	6,006	2.11	3	5,837	2.06
鉄 鋼	13	41.4	285,855	5,856	3,695	1.29	15	3,693	1.29
非 鉄 金 属	11	38.2	296,942	5,592	5,058	1.70	11	4,743	1.60
機 械	19	37.4	299,287	6,284	6,067	2.03	16	5,959	1.99
電 気 機 器	10	39.4	327,463	6,248	6,091	1.86	10	6,242	1.91
造 船	9	37.0	305,499	8,846	5,846	1.91	9	5,911	1.94
精 密 機 器	5	39.5	325,899	6,033	5,891	1.81	5	6,071	1.84
自 動 車	39	37.5	310,734	6,356	6,164	1.98	37	6,144	1.99
そ の 他 製 造	11	37.8	292,135	5,600	4,547	1.56	8	5,084	1.66
電 力 ・ ガ ス	13	39.4	289,071	6,750	4,201	1.45	13	5,101	1.75
運 輸	7	39.1	297,096	6,905	4,202	1.41	7	4,087	1.37
卸 ・ 小 売	63	37.1	290,115	6,122	4,758	1.64	63	4,975	1.73
金 融 ・ 保 険	2	35.6	275,286	6,301	5,737	2.08	2	5,799	2.16
サ ー ビ ス	11	35.7	289,236	6,119	5,451	1.88	12	5,354	1.90
平 均	324	38.1	303,238	6,403	5,400	1.78	322	5,555	1.83

資料出所 厚生労働省「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」

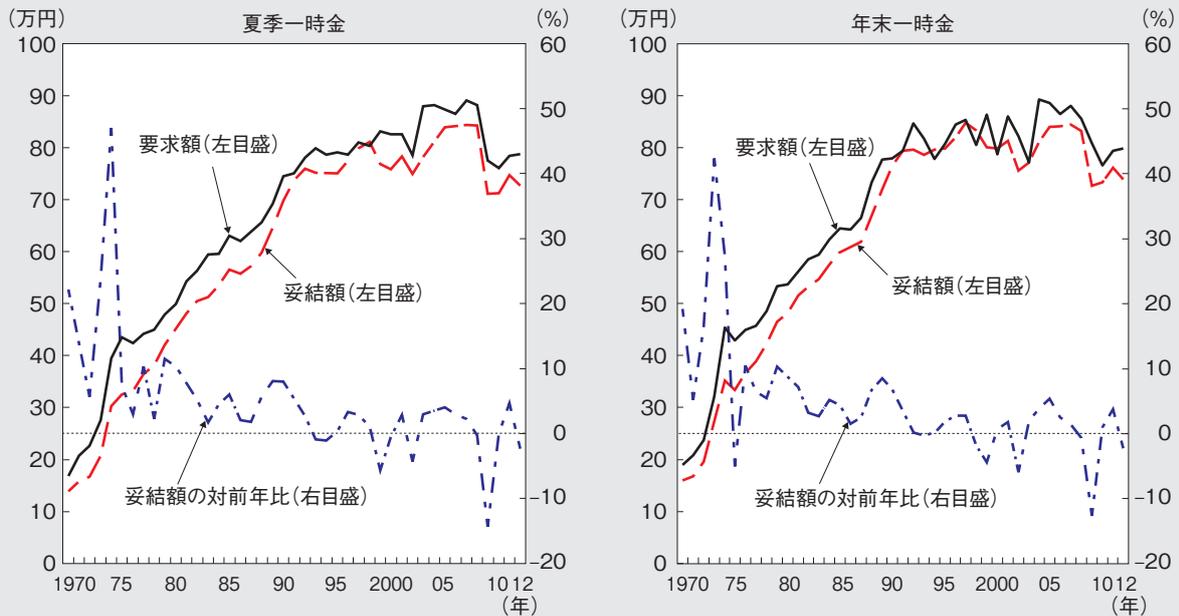
- (注) 1) 2012年の集計対象企業は、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業のうち、妥結額（定期昇給込みの賃上げ額）などを把握できた324社。なお、数値は、各企業の組合員数による加重平均である。
- 2) 妥結額が非公表などの理由により、集計に必要な妥結内容を把握できなかった企業については、集計対象から除外している。
- 3) 要求額については、具体的な要求額が把握できた269社について算出した。
- 4) 妥結額は、原則として定期昇給込みの平均賃上げ額を用いたが、一部に年齢ポイント（30歳、35歳など）での妥結額（定期昇給込みの賃上げ額）を含んでいる。
- 5) 集計企業数が1社の産業は、全産業の平均には算入しているが、産業別の集計結果は公表していない。

●夏季・年末一時金妥結状況

第1-(4)-2図により、夏季・年末一時金妥結状況の推移をみると、一時金の妥結額は1990年代半ば以降伸びが鈍化し、減少する年もみられるようになった。特に2009年にはリーマンショックの影響により、大幅に減少した。2011年には持ち直しの動きもあったが⁵⁶、2012年の妥結額は、夏季一時金は前年同一企業比2.33%減、年末一時金は同2.26%減となり、夏季一時金・年末一時金ともに再び減少した。

第1-(4)-2図 夏季・年末一時金妥結状況の推移

○ 一時金の妥結額は、リーマンショックの影響で、2009年に大きく落ち込んだ後、持ち直しの動きもあったが、2012年は再び減少した。



資料出所 厚生労働省「民間企業（夏季・年末）一時金妥結状況」

- (注) 1) 2003年までの主要企業の集計対象は、原則として、東証又は大証1部上場企業のうち、資本金20億円以上かつ従業員数1,000人以上の労働組合がある企業である（1979年以前は単純平均、1980年以降は加重平均）。2004年以降の集計対象は、原則として、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業（加重平均）。
- 2) 要求額は、月数要求・ポイント要求など要求額が不明な企業を除き、要求額が把握できた企業の平均額である。
- 3) 対前年比は、本年の妥結額と前年の妥結額を単純比較した値と、集計対象企業のうち前年と比較できる同一企業についての値を表示した。

2 2013年の春季労使交渉をめぐる動向

●2013年の春季労使交渉の動き

2013年の春季労使交渉を巡る環境について、2012年の日本経済は、東日本大震災からの復興需要等による回復に向けた動きはみられたものの、世界経済の減速等を背景に弱い動きとなった。こうした中、実質経済成長率は前年比2.0%増と2年ぶりに増加したが、完全失業率は4%を超える水準にあるなど雇用情勢は依然として厳しい状況にある。

2013年春季労使交渉に当たっての労働側の動きをみると、日本労働組合総連合会（連合）は「春季

⁵⁶ 「毎月勤労統計調査」（前掲第1-(2)-2図）と異なる動きとなっているのは、規模が大きい企業の一時金の増加幅が大きかったことによるものと考えられる。

生活闘争方針⁵⁷で「働くことを軸とする安心社会」の実現を目指し、「傷んだ雇用・労働条件」の復元をはかっていく必要があるとの考えを示した。こうした観点から、最低賃金の引上げやパート・非正規雇用労働者の均等・均衡処遇、就業率向上につながる職業訓練・就労支援、ワーク・ライフ・バランスの推進など、ディーセント・ワーク実現の取組を進めるために、労働条件全般の課題解決をめざした運動を進めるとしている。

また、マクロ的に1997年をピークに低下する賃金の復元・底上げをはかることを重視し、賃上げにより消費拡大・内需拡大をはかりデフレからの早期脱却を目指さなければならないとした。特に賃金における「格差是正」の実効性を高めるために、「個別賃金」をより重視して取組を進めることで、ミニマム水準をキープするとともに、目指すべき賃金水準を追求していき、また、賃金水準の開示を通じて、個別賃金水準の社会的波及力を高めていくとした。

2013年春季労使交渉における産業別組織の主な要求内容をみると、多くの産業別組合において、非正規雇用労働者も含めた全労働者を対象とした処遇改善、賃金カーブ維持分の確保、産業実態に応じた総実労働時間の短縮、時間外割増率の引上げ等の取組が重視されている（付1-(4)-1表）。

一方、経営側の動きをみると、日本経済団体連合会（経団連）は、「2013年版経営労働政策委員会報告」⁵⁸で、「活力ある未来に向けて 労使一体となって危機に立ち向かう」とし、一段と厳しさを増す国内事業環境の早期改善に向けた政策として、経済連携の推進、法人の税負担の軽減、一層の社会保障制度改革、強化の方向にある労働規制の見直しなどを講じ、立地競争力の強化と需要の喚起を図る必要があるとの考えを示した。

また、こうした中で、賃金をはじめとする労働条件については、個別企業の労使が自社の経営実態を踏まえて協議し、総額人件費を適切に管理する視点に立って、自社の支払能力に即して決定していくという原則を改めて徹底していくことが必要とした。

2013年3月13日以降、民間主要組合に対して、賃金、一時金等に関する回答が示された⁵⁹。賃金は、多くの企業で賃金カーブを維持する内容であるが、流通産業などでは、ベースアップ回答を示した企業もみられた。また、一時金については、各産業・企業における業績を反映した内容となったが、業績が改善している企業では前年比増の回答も行われた。

2013年3月中旬以降、中堅・中小組合に対しても、賃金、一時金に関する回答が示され、多くの企業で賃金カーブの維持と業績を反映した一時金となっているが、業績が改善している企業ではベースアップや一時金の増もみられる。また、パートタイム労働者についても、要求を行った多くの組合に時間給引上げの回答があった。

3 労働組合の組織率等の動向

●労働組合員数は減少傾向で推移

第1-(4)-3図により、労働組合の組織状況を見ると、単一労働組合の労働組合員数は1994年の1,269万9千人まで増加した後、減少傾向で推移している。2012年6月30日現在における労働組合数

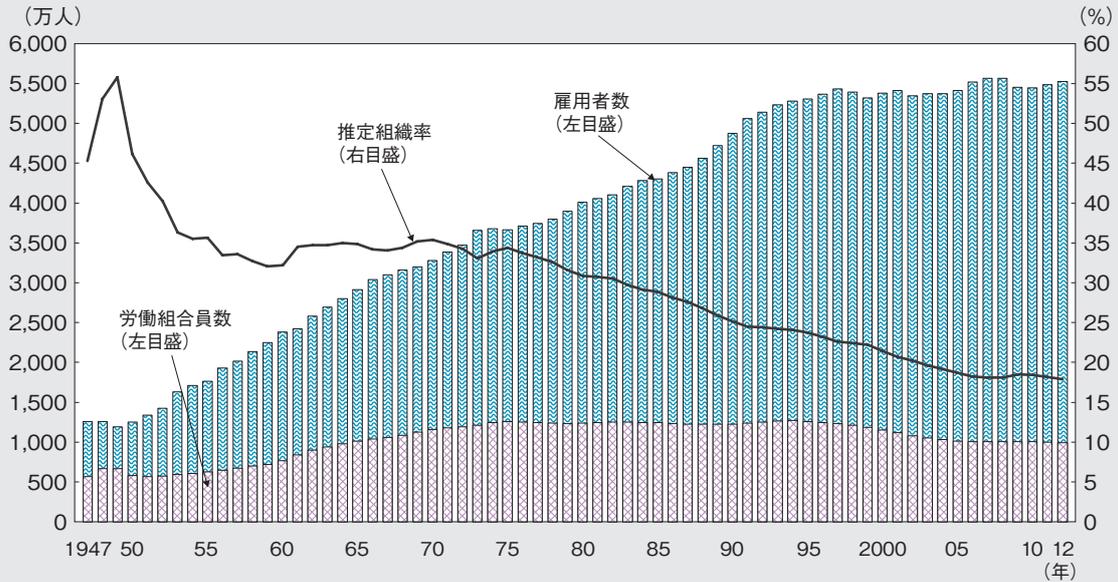
⁵⁷ 「春季生活闘争方針」は、春季労使交渉・協議に臨む労働側の方針を毎年まとめているものである。また、その方針と課題について毎年「連合白書」としてまとめている。2013年に向けてはそれぞれ、2012年12月20日及び2013年1月10日に公表された。

⁵⁸ 「経営労働政策委員会報告」は、春季労使交渉・協議に臨む経営側の指針を毎年まとめているもので、2013年版は2013年1月22日に公表された。

⁵⁹ 賃金等の労働条件は、各企業の労使関係において決定されるものであるが、労働者の賃金引上げを早期に実現するため、2013年2月12日に、内閣総理大臣から経済団体に対して、業績が改善している企業においては報酬の引上げ等の取組を行うよう要請を行った。なお、ここでの民間主要組合及び中堅・中小組合に対する回答状況は、2013年6月13日時点のものである。

第1-(4)-3図 雇用者数、労働組合員数及び推定組織率の推移

2012年の労働組合の推定組織率は、17.9%と1947年の調査開始以降、過去最低となった。



資料出所 厚生労働省「労働組合基礎調査」、総務省統計局「労働力調査」

- (注) 1) 労働組合員数は、単一労働組合（ただし、1947年から1952年までは単位労働組合）に関する表の数値である。
 単一労働組合に関する表とは、単位組織組合及び単一組織組合の本部をそれぞれ1組合として集計した結果表である。
 単位組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部等）を持たない労働組合をいう。
 単一組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織（支部等）を有する労働組合をいう。
- 2) 「推定組織率」は、労働組合員数を労働力調査（各年6月）の雇用者数で除して得られた数値である。
- 3) 2011年の雇用者数は、総務省統計局による補完推計の2011年6月分の数値で、推定組織率は、総務省統計局による補完推計の2011年6月分の数値を用いて厚生労働省労働政策担当参事官室で計算した値である。時系列比較の際は注意を要する。
- 4) 雇用者数については、国勢調査基準切換えに伴う遡及や補正を行っていない当初の公表結果を用いている。

は2万5,775組合、労働組合員数は989万2千人で、前年に比べて、労働組合数は277組合の減少（前年比1.1%減）、労働組合員数は6万8千人の減少（同0.7%減）となった。

産業別に労働組合員数の推移をみると、宿泊業、飲食サービス業、卸売業、小売業、医療、福祉などで増加している（付1-(4)-2表）。

推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は、組合員数が増加していた1994年までは組合員数の増加率より雇用者数の増加率の方が高かったため、1995年以降は組合員数が減少したため、長期的に低下傾向で推移してきた。2009年には組合員数の増加により一時的に上昇したものの、2012年は17.9%と1947年の調査開始以来最低の水準となった。

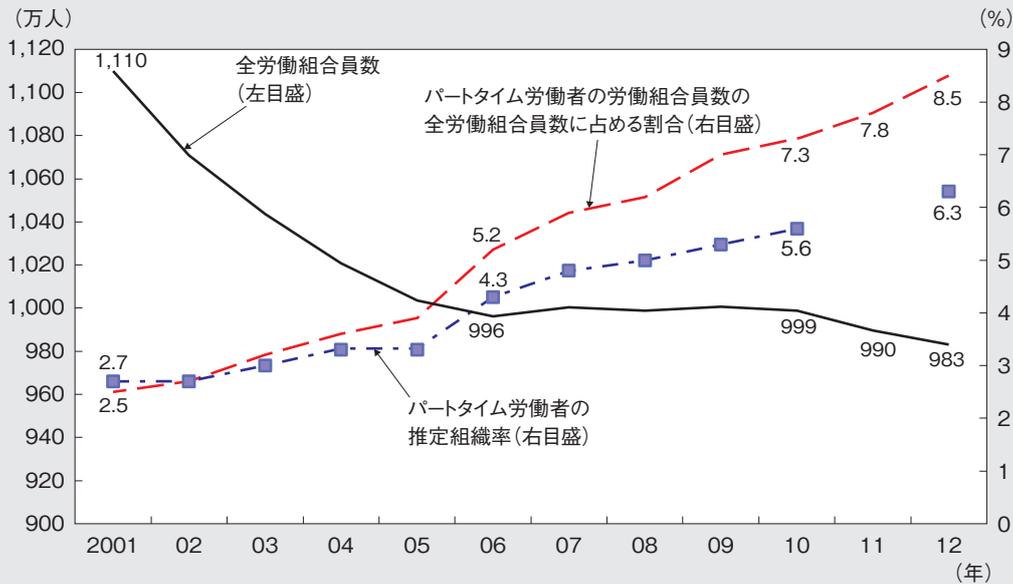
●進む非正規雇用労働者への取組

第1-(4)-4図により、パートタイム労働者の組織状況についてみると、2012年のパートタイム労働者の労働組合員数は83万7千人と前年に比べて6万1千人（前年比7.9%）増加し、全労働組合員数に占める割合も前年の7.8%から8.5%へと上昇しており、推定組織率も6.3%と上昇傾向となっている。

産業別にパートタイム労働者の労働組合員数の推移をみると、宿泊業、飲食サービス業、教育、学

第1-(4)-4図 パートタイム労働者の推定組織率の推移

パートタイム労働者の労働組合員数の全労働組合員数に占める割合は上昇傾向。



- 資料出所 厚生労働省「労働組合基礎調査」、総務省統計局「労働力調査」
- (注) 1) 「全労働組合員数」及び「パートタイム労働者の労働組合員数の全労働組合員数に占める割合」は、単位労働組合に関する表の数値である。
 単位労働組合に関する表とは、単位組織組合及び単一組織組合の下部組織である単位扱組合をそれぞれ1組合として集計した結果表である。
 単位組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部等）を持たない労働組合をいう。
 単一組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織（支部等）を有する労働組合をいう。
- 2) 「パートタイム労働者」とは、短時間勤務の正規労働者以外で、その事業所の一般労働者より1日の所定労働時間が短い者、1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が少ない者又は事業所においてパートタイマー、パート等と呼ばれている労働者をいう。
- 3) 「推定組織率」は、パートタイム労働者の労働組合員数を短時間雇用者数で除して得られた数値であり、短時間雇用者数は、労働力調査（各年6月）の雇用者数のうち就業時間が週35時間未満の雇用者の数値とした。
- 4) 2011年のパートタイム労働者の推定組織率については、分母となる労働力調査（2011年6月分）の短時間雇用者数が東日本大震災の影響により公表されていないため表章していない。

第4節

習支援業、運輸業、郵便業、情報通信業などで増加している（前掲付1-(4)-2表）。

非正規雇用労働者の処遇改善については、2013年春季労使交渉における要求事項にも掲げられ、活動が強化されている（前掲付1-(4)-1表）。